

# 各公共施設の年末年始のお休み

【○通常通り △17:00以降休み ▲17:30以降休み ×全日休み】

施設名	12月				12月29日(月)～平成21年1月3日(土) 全館休館	1月	
	25(木)	26(金)	27(土)	28(日)		4(日)	5(月)
役場	○	○	×	×	×	○	
各公民館	○	△	×	×	×	△	
町立図書館	○	○	○	×	×	×	
郷土館	×	×	×	×	×	×	
町民体育館	×	×	○	▲	▲	○	
町民グラウンド	○	○	○	▲	▲	○	
町立学校体育施設	○	○	○	▲	▲	○	
中央ふれあい館	○	▲	×	×	×	▲	
中央地域健康センター	○	○	×	×	×	○	
西部地域健康センター	○	○	×	×	×	○	
東部地域健康センター	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター	○	▲	×	×	×	▲	
筆の里工房	○	○	○	×	○	○	

## 年末年始のゴミ収集

今年も年末大掃除の季節になりました。12月は月末が近づくほど環境センターにごみを持ち込む人が多くなり、センター内も混雑することが予想されます。ごみを持ち込む場合は、早めに持ち込むようにしましょう。年末年始のごみの収集は次の表のとおりですので、「※ごみの正しい出し方」のルールにしたがって、決められたごみステーションに出すようにしましょう。

なお、事業所から出されるごみ(事業系廃棄物)は、ごみステーションに出すことはできません。

### 年末年始のごみ収集と環境センター等の受け入れスケジュール

月 日	環境センターへの直接持ち込み受け入れ時間	安芸クリーンセンターへの直接持ち込み受け入れ時間	ごみ収集の有・無
28日(日)	休み		無
29日(月)	9:00～11:30	休み	有
30日(火)	13:00～15:00		
31日(水)～1月4日(日)	休み		無
1月5日(月) (平常どおり)	9:00～11:30 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:30	有



■環境センター  
☎854-3813  
(生活環境課)

※環境センター・安芸クリーンセンターへの持ち込みの際には、次の物の提示が必要です。

■個人：熊野町民と確認できる運転免許証等 ■事業所：名刺又は事業用車両の車検証



## 年末年始のし尿収集・浄化槽汚泥清掃業務

次の年末年始期間中は業務を休みます。

■12月31日(水)～1月4日(日)

▽緊急連絡先：安芸地区衛生施設管理組合業務課 ☎885-2534

(生活環境課)

## 平成21年 成人を祝う会を手作りで

熊野町では成人式の式典を、新成人自らが作り上げていきます。今回も10人の実行委員が集まり、準備を進めています。これまでに式典の内容や役割、アトラクション等を検討してきました。



実行委員会の様子

■平成21年1月11日(日)午後1時受付開始、午後1時半記念撮影・式典・懇親会等、午後3時半終了  
■町民会館  
■昭和63(1988)年4月2日～平成元(1989)年4月9日(4月1日生まれの人)  
熊野町出身で、現在は町外に住居登録されている人

### 平成21年成人を祝う会のボランティア募集

の式への参加は、現住所・氏名・連絡先などをお知らせください。(熊野町ホームページ「教育・文化・スポーツ」↓「その他」↓「成人式」のFAQ集を参考にしてください)  
ご不明な点は生涯学習課までお問い合わせください。

成人式で成人者の受付や会場整理等をしてくれる運営ボランティアを募集しています。成人者の保護者や地域で活躍している人、先輩・後輩など多くの人に参加してもらおうことで、共に新成人を祝福しましょう。

■生涯学習課 ☎820-5621  
Eメール: shogai@town.kumano.hiroshima.jp

## 裁判員制度

～裁判員に対する疑問にお答えします～  
平成21年5月21日から裁判員制度がスタートします！

スタートが間近に迫ってきたこの時期、国民の皆さんから多く寄せられるご質問にお答えします。

### Q 裁判員制度は、どのような制度ですか

A 裁判員制度は、国民の皆さんの中から選ばれた6人が、裁判員として刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合には、どのような刑にするかを決めるという制度です。

裁判員制度では裁判の進め方やその内容に、国民の皆さんの視点や感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解がより深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

### Q 仕事が忙しいのですが、辞退できませんか

A 「仕事が忙しい」というだけでは辞退はできませんが、とても重要な仕事があり、自分で処理しなければ著しい損害が生ずるおそれがある場合には、辞退することができます。

辞退の判断は裁判所が行いますが、その際には、裁判員として裁判所に通う期間、お勤め先の規模や、代わりの方がいるのか、裁判員として参加することが事業にどの位影響があるのかなどを考慮することになります。

裁判員になる人の負担ができるだけ少なくなる制度にしていきたいと考えておりますので、裁判員に選ばれた場合には、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### Q 裁判員になったことで、トラブルに巻き込まれたりしませんか

A 事件関係者から危害を加えられるおそれのある例外的な事件については、裁判官のみで審理することになっています。

不安や危険を感じるような事態が生じた場合には、すぐに裁判所に相談してください。

■広島地方裁判所総務課 ☎228-0421  
(総務課)